

令和3年度諮問委員会（書面開催）議事録

一般社団法人北海道貸切バス適正化センター
会長 佐藤 馨一

新型コロナウイルス感染拡大への対策として、令和3年度諮問委員会は、当センター適正化事業諮問委員会運営規程第9条第3項を適用し、下記のとおり書面にて開催しました。また、書面会議の議決方法については、同じく運営規程第9条第3項により、過半数の同意をもって諮問委員会の議決に代えることができるとされています。

1. 開催方法

諮問委員長及び諮問委員へ会議資料を送付し、書面により意見等を聴取しました。なお、資料を送付後、個別に説明を行いました。

2. 審議期間

令和4年2月14日（月）～2月22日（火）

3. 会議成立報告及び議事録署名人の選任

諮問委員4名中4名から書面表決書の提出があり、委員会は成立しました。

また、議事録署名を行うため、佐藤委員、武野委員の2名が議事録署名人に指名されました。

4. 報告事項

- (1) 令和3年度巡回指導状況について
- (2) 令和3年度負担金納付状況について

5. 審議事項

- (1) 令和4年度事業計画について
- (2) 令和4年度収支予算及び資金計画について
- (3) 令和4年度負担金の額及び徴収方法について

6. 提出された意見等

別紙のとおり

7. 表決結果

同意3票、不同意1票

8. 答申

過半数の同意により議決したため、各諮問委員に答申案を送付し、意見を取りまとめ、会長への答申とします。

《委員からの意見》

佐藤委員

- ・ コロナ禍が長期に亘り継続し、令和 4 年度における貸切バス事業の稼働状況が予想できない中で、営業所全数を巡回対象にすることが適切とは思えない。
- ・ そのため、全数訪問を前提とする事業計画、指導員の確保に伴う人件費、それらの経費に基づく負担金の算出には賛同できない。
- ・ そもそも、国による監査の補完として開始された制度であり、費用負担は国費に依るべきとの主張に変化はない。しかし、即時の制度変更は困難であることも理解するので、必要最小限の巡回数を算出の上、費用負担は最小限とすべきである。
- ・ 実務面においても、指導員の人選においては嘱託職員の選任を検討するなど、柔軟な方法を計画とすべきである。

武野委員

(報告 2. (1)-4 手数料等報告状況)

- ・ 「手数料」に関しては、支払いそのものが正当と認めがたい面がある。旅行会社等が「キックバック」を求める行為は「優越的地位の濫用」（独占禁止法）に抵触していると思われ、「正常な商慣習に照らして不当」ではないか。
- ・ 経営環境の悪化に至れば、悲惨な事故を招く可能性があり、業界は一丸となって是正を求めたい。

(諮問 3(2) 収支予算関連)

- ・ デジタル化・リモート化（DX事業）はコロナ禍において、特に広大な北海道においては必要な事業であり、ぜひ積極的に取り組んでいただきたい。

この議事録が正確であることを証するため、委員長及び議事録署名人が記名押印する。

令和 4 年 2 月 2 2 日

委員長 田村 亨

議事録署名人 佐藤 秀典

議事録署名人 武野 伸二

令和4年2月22日

一般社団法人 北海道貸切バス適正化センター
会長 佐藤馨一様

一般社団法人 北海道貸切バス適正化センター
適正化事業諮問委員会 委員長 田村 亨

答 申 書

令和4年2月14日付け北海道適正化第28号で諮問のありました事項について、下記のとおり答申します。

記

当委員会は、令和4年2月14日から22日までの間、貴センターの令和4年度事業計画等について、事務局による事前説明を含め、書面により審議を行ってまいりました。

慎重に審議した結果、令和4年度事業計画等は、国の方針の実現に向けた基本となるものとして、その内容は全体として概ね妥当なものと判断します。

なお、当委員会における審議状況及び意見を記載した議事録を別に添付しました。

また、出された意見については、国の施策に関わり、適正化機関においては解決しかねる事項が含まれているため、北海道運輸局へ議事録をもって報告されるよう要望します。